

事業の基礎情報

実施主体	地方自治体（交野市）
事業実施地域	交野市
共創の類型	官民共創 ・ 他分野共創
他分野共創の類型	医療・介護・福祉 ・ こども・子育て
共創パートナー	矯正施設（交野女子学院）
運行形態	10人乗り以上のワゴン車による定時定路線
運行主体	交通事業者については現在選定中

取組の概要

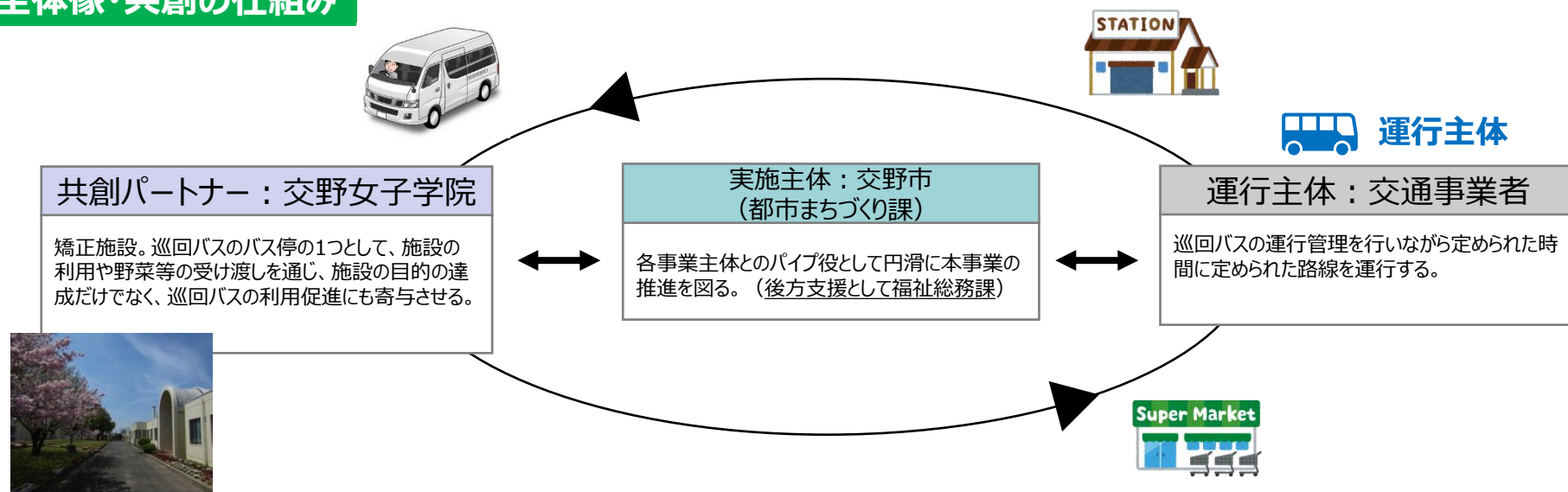
（現状の地域課題と事業目的）

一定の人口密度がありながらも、鉄道駅から一定の距離があり、路線バス等の運行がない地域が存在する。そうした地域の中でも、商業施設等が立地するエリアについては、公共交通と多様な関係者との公民連携が見込まれることから、巡回バスを効率的に運行させることで、交通を地域の暮らしと一体と捉え、交通と商業等の相互の維持・活性化に取り組む。

（事業の概要）

交通不便地を有する交野市において、公共交通事業者と連携をしながら、道路運送法第21条に基づく実証運行により、当該エリアに対し、10人乗り以上のワゴン車を運行させる。当該ワゴン車については、駅などをつなぎながら、エリア内に立地する矯正施設も1つの目的地とすることで、同施設のバス停前に設置されている掲示板を地域との交流ツールとして活用したり、施設で育てられた野菜を定期的に市内の居場所運営者に配ることで、在院生たちの活動が地域に役立てられているという達成感を感じたり、受け渡しの際に交流を図り、社会適応力の醸成に繋げる。

事業の全体像・共創の仕組み



取組の詳細

（地域の関係者との連携・協働）

路線バス等の運行がない地域において、公共交通（巡回バス）を運行することで、交通不便エリアの解消につながるが、単に公共交通（巡回バス）を運行するだけでは、現状の他地域を運行する路線バスをみてもその利用率が低く、利用促進のためのカンフル剤が必要。その役割として、路線運行エリアに立地する矯正施設としての「交野女子学院」がある。交野女子学院としても、矯正教育だけでなく、社会適応力の醸成も求められているものの、なかなか地域との交流が困難な中で、同施設の掲示板の活用や施設で作られた野菜を定期的に居場所運営者に配ることで、地域との交流が生まれる。

（実証事業により見込まれる効果）

- ・路線バスの運行のないエリアであったために巡回バスを運行させることで、交通不便エリアの解消につながる。
- ・交野女子学院として矯正教育だけでなく、在院生の社会適応力の醸成が図られる。
- ・交野女子学院で育てられた野菜等が市内の子どもの居場所運営者に配られることで、交野女子学院の活動の周知に繋がるだけでなく、居場所の運営に役立てられる。

取組の詳細

（事業実施手順・スケジュール）

- 令和6年 3月 交野市にて運行計画（案）を策定。並行して運行事業者の選定を行い、選定された事業者と事業協定の締結を行う。
- 4月 **共創モデル実証事業の採択結果の通知**
運行事業者との本協定を締結し、運行計画を策定する。
プラットフォームとして共創モデル実証事業の本申請を行う。
- 5月 運行事業者による運輸局へ運行に係る許認可申請を行う（概ね2か月程度）。
交野市及び運行事業者において関係機関協議（バス停協議など）を行う（概ね3か月程度）。
市広報を通じて、共創モデル実証事業を行う旨を周知する。
- 7月 関係機関協議が整ったものからプラットフォームとして運行準備に取り掛かる。
運行エリアの住民を対象に、交野市、運行事業者による運行開始前の説明会を開催。
- 8月 **共創モデル実証事業の開始（～令和7年3月31日まで）**
交野女子学院として、掲示板の活用は月1回程度更新し、野菜の受け渡しは野菜の生育に応じて適宜行う。
市広報等を通じて、共創モデル実証事業が開始されたことを周知する。
- 11月 プラットフォームとして共創モデル実証事業の中間検証を行い、見直しの検討を行う。
- 令和7年 1月 プラットフォームとして共創モデル実証事業の終了前検証を行い、次年度の方針を固める。
2月 **令和6年度の共創モデル実証事業の終了**

（補助事業実施後の予定）

実証運行が終了となる令和7年度については、令和6年度に行った共創モデル実証事業に基づいて、運行形態をはじめ路線、便数、運賃などの検証を行い、ニーズを把握し、より地域の実情に沿った運行形態へと見直し、検討を行った上で、運行することを視野に入れて進める。